

(法第10条第1項第7号関係)

令和3年度事業計画書

(法人設立の日から令和4年3月31日まで)

NPO法人 むげん・から一ず

1 事業活動方針

本法人の目指す、障がいを持たれる方をはじめとし、人間の持つ無限の可能性、無限の色彩、人それぞれの個性を大切に、障がいを持たれる方々に対して福祉、教育、生活、労働等への社会生活全般に関するサポート活動を行うことにより、「けんこう」、「くらす」、「はたらく」を支援するを理念とし事業を展開する。

現在の障がい者を取り巻く現状は、障がいを持つ人、持たない人、様々な人々が安心して暮らせる共生社会の実現には至っておりません。また、発達障がいといわれる方々の増加や、社会的生活に不安のある方、一人暮らしに困難さを抱えている方が多くいらっしゃいます。更に、その方々を支える家族にも多くの負担があります。

また、昨今問題となっている『8050問題』(高齢の親と障がいを持った子)や、『孤独死』、『空き家問題』を連続して解決へと導くシステム作りを行い、『親なきあと』の心配をしている方々に、今後の生活を早期に見据え、安心して過ごして頂くため、利用者の地域生活を支え、社会福祉に寄与することを事業方針とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

①社会福祉事業

ア共同生活援助事業所開設に伴う事業

- ・事業所開設に伴う事前協議 宮崎県障がい福祉課(法人設立と同時進行)
- ・事業予定地の取得 不動産会社(法人設立の日から取得まで)
- ・既存建物の改修 建築会社(建物取得から事業開始まで)

イ共同生活援助事業所運営に伴う事業

- ・共同生活支援事業の運営 通年
- ・防災訓練 毎月1回
- ・レクリエーション活動 毎月1回程度

ウ共同生活援助事業所利用者募集に伴う活動

- ・親睦活動・相談活動 相談支援員、支援学校高等部(随時)

(2) その他の事業

実施予定なし